

1. 法曹養成研修生学習室の利用について

法曹養成研修生学習室として利用できる部屋およびその利用条件は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、状況によっては以下の学習室の利用を制限する場合があります。

法曹養成研修生学習室		主な用途	利用条件等
①	法学部棟 6 階 601、602、607、610、611 号室	自習用	2025 年度後期および 2026 年度前期 に修了した法曹養成研修生 <u>なお、一部の方には 603～605、606 号室 を利用していただく可能性があります</u>
A	法学部棟 11 階 711A 号室	演習用	
②	法学部棟 6 階 603～605、606 号室	自習用	法曹養成研修生一般
B	法学部棟 11 階 711B 号室	演習用	

※使用する部屋については変更の可能性があります。

【注意事項】

(1) 貴重品の管理はご自身で行ってください。

(2) 座席について

法曹養成研修生（継続申請をされる方）は、原則、席の移動はありません。

座席は空席より選んでいただきます（自習室鍵引渡し時の先着順）。座席の変更は双方合意であれば可能です。

2. ロッカーの利用について

法学部棟 6 階 601、602 号室のロッカーは、法学部棟 1 階にあり、法学部棟 6 階 603～607 号室のロッカーは、法曹養成研修生学習室内にあります。

なお、610、611 号室にはロッカーはありません。